

令和3年度大学等連携プロジェクト実証事業実施要領

令和3年7月1日
島根県西部県民センター
石見地域振興部

第1 目的

大学等の学生（以下「学生」という。）の関わりによる地域活性化及び地域で不足する人材の確保のため、学生と地域の調整役となる中間支援組織を支援し、持続可能な地域づくりに繋げる。

第2 委託対象者

本事業の委託対象者は中間支援組織とし、別表1に定めるとおりとする。

この要綱において「中間支援組織」とは、行政と地域の上に立ち、様々な活動を支援する組織のことをいい、以下の要件を全て満たす団体であること。ただし、西部県民センター所長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 地域活動の実績がある団体
- (2) 島根県の石見地域内に事務所がある団体
- (3) 学生の活動について、伴走支援ができる団体

第3 事業内容

(1) 中間支援組織コーディネート事業

西部県民センターと契約した中間支援組織が、大学等の教員と学生がグループで行う正課または正課外の活動等（以下「ゼミ活動等」という。）と石見地域の活動団体等が共同で行う地域活動等に対して、相互理解や連携を促進するために必要なコーディネート業務を行う。

コーディネート業務の内容は次のとおり。

- ・大学等の教員及び学生と地域の間での仲介及び連絡調整
- ・大学等の教員及び学生が開催する各種会議の企画運営等に関する協力及び助言
- ・大学等の教員及び学生や地域からの相談支援及び現地活動の同行支援

(2) 中間支援組織インターンシップ事業

地域活動等について、中間支援組織への就業体験を通じ、学生が地域づくりの支援業務を行う。

インターンシップ業務の内容は次のとおり。

- ・学生と地域の間での仲介及び連絡調整
- ・学生が関わる各種会議の企画運営等に係る協力及び助言
- ・学生や地域からの相談支援及び現地活動の同行支援

第4 委託金額及び対象経費

西部県民センターは、中間支援組織が事業実施に直接要する経費（委託料）について、予算の範囲内で支出するものとし、別表2に定めるとおりとする。

第5 事業期間

令和3年度の1か年とする。

第6 事業決定

(1) 中間支援組織コーディネート事業

事業実施希望者である中間支援組織は、あらかじめ「参加表明申請書（様式1-1）」を西部県民センターへ提出したうえで、「令和3年度大学等連携プロジェクト実証事業計画書（様式2）」を西部県民センターへ提出すること。

事業計画書の内容を審査のうえ、西部県民センター所長が決定するものとする。

(2) 中間支援組織インターンシップ事業

事業実施希望者である中間支援組織が、あらかじめ「参加表明申請書（様式1-2）」を西部県民センターへ提出したうえで、「令和3年度大学等連携プロジェクト実証事業計画書（様式2）」を西部県民センターへ提出すること。

事業計画書の内容を審査のうえ、西部県民センター所長が決定するものとする。

第7 実績報告

受託事業者は、事業が完了後すみやかに作業完了報告書及び実績報告書（様式3号）を作成し、西部県民センター所長あて報告すること。

第8 概算払の請求

概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式4号）を西部県民センター所長に提出するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、西部県民センター所長が定めるものとする。